

2023年10月4日

秋田県非鉄金属製錬・精製業
最低賃金専門部会委員 各位

秋田県非鉄金属製錬・精製業
最低賃金専門部会
労働者委員代表

2023年度「非鉄金属製錬・精製業専門部会」に臨む基本的な考え方

1. 中央最低賃金審議会の目安審議をふまえた議論を

○2023年の目安に関する小委員会報告では、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円とする2023年度地域別最低賃金額改定の目安を取りまとめた（現行の全国加重平均961円に4.3%をかけて41円となる）。コロナ禍においても最低賃金を含めた賃金の引き上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められているものであり、産別最賃においてもこの流れを止めてはならない。

2. 優秀な人材確保の観点からも適切な産別最賃へ

- 生産年齢人口が減少していくなかで、今後も優秀な人材を確保し、企業・産業・地域の発展につなげていくためには、産業全体として魅力ある労働条件を構築していくことが大切であり、産別最賃を他産業に対し一定程度の優位性を確保することが必要である。
- われわれが働く非鉄産業は高度な専門性や高い熟練度を必要とすることに加え、作業環境は高所、高温多湿な作業環境、粉塵や灼熱溶融物や危険物の取り扱いなど大変厳しいものであることに鑑みれば、当然のことながらその最低賃金は、地賃や他業種の産別最賃と比較して、より高い水準であって然るべきである。

3. 将来にわたって地賃に対する優位性を

- 今年の場合、本県の地賃は44円引き上げられた。われわれの産別最賃は地賃よりも高い水準で引き上げていかなければ、いずれ埋没してしまい、わが国における基幹産業が、その魅力を失ってしまう。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、人材の余剰感が出ていた業種もあったが、あくまでも短期的なものであり、超少子高齢・人口減少社会のもとで人材不足ますます深刻になってくる。
- 今後も継続して、優秀な人材を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためには、賃金水準を向上させることによって、産業・企業の魅力をより高め、採用力を高めていかなければならない。

○日本経済の持続的な成長を実現するためには、消費の拡大とそれともなう企業活動の活性化によって好循環につなげていくことが重要であるとする。

4. 秋田県特定（産業別）最低賃金の引上げ金額提示

【金額提示】

○組織労働者協定下限額 978 円と現状秋田県非鉄最賃 933 差額 45 円を金額提示したいところであるが、個別の当該労使間では計画的に引上げすることを 2025 年度まで協定していることから、今年度の改正額は、+28 円の 961 円が妥当と考え提示します。

以上

2023年10月4日

秋田県非鉄金属製錬・精製業
特定最低賃金専門部会
委員各位

秋田県非鉄金属製錬・精製業
特定最低賃金専門部会
使用者側代表委員

2023年度「非鉄金属製錬・精製業専門部会」最低賃金に関する基本的な考え方

1. 業界を取り巻く環境

本年度の日本経済を取り巻く環境については、新型コロナウイルスの影響は脱しつつあるも、業種ごとの回復の濃淡が激しく、各種統計調査にも全体的に歪みが見受けられる。内閣府の発表によれば2023年度の実質経済成長率見通しは1.3%と昨年末を下回り、天井の見えない物価高の下、名目成長率見通しが4.2%と大きく伸長するなど、物価高騰が税収の増加に結びつく一方で、ガソリン、電力等生活に直結する物品の高騰は一般消費者のみならず、企業活動にも大幅なコスト負担としてのしかかっている。

このような状況下で政府の無策ぶりは相変わらずであり、結局のところ企業に対してひたすら賃上げ要請する以外にない惨状である。

非鉄金属業界については金属価格は比較的安定しているが、新型コロナウイルス流行以前と比較して2倍以上となった電力価格の異常な高騰は特に電力コストのかかる亜鉛製錬所にとっては死活問題である。高い電力価格の問題や不安定な供給問題がなおざりにされている所謂再生エネルギーをやみくもに導入するのではなく、クリーンエネルギーである原発を順次稼働させ、早期の電力価格安定化と安定供給を図るべきである。また電力のみならず、石油製品の高騰など物品コスト負担に加えなかなか解消されない半導体不足による納品遅れの増加など、業界は四面楚歌の状況におかれている。非鉄金属製錬は基本的に製品価格にコストを転嫁できない業種であり、物品およびエネルギーコストの上昇は企業体力を著しく消耗させることとなる。

また、EUによって仕掛けられた「脱炭素」問題は、ロシア・ウクライナ戦争によってその欺瞞性が浮き彫りとなっているが、一方でこの問題は企業にとっては巨額な投資が必要となり、労働力不足解消へ向けた省力化、省人化投資などと併せて、各企業は極めて困難な状況下に置かれることとなるであろう。

2. 今年度の最低賃金について

最低賃金は政府が躍起となる賃上げ政策の一つの象徴として捉えられているが、これは労働者の賃金水準の実態をマスメディアなどが一面的に喧伝しているに過ぎない。むしろ最低賃金ではなく、その企業がどのような賃金体系を持ち、年齢、勤続、能力によって安定的な賃金水準が保たれているのかを見るべきである。

そもそも最低賃金が構築されてきた初期の段階と比較して、現状地域間のランク分けをすることが適切とも思えない。食料品、石油製品、電力などの価格や公共交通機関、医療

福祉、教育などの利便性などを考慮した地域間格差を考えていくべきであり、単純に最低賃金の引上げを図っても地方では地域内での労働者の奪い合いとなるだけであって、人口減対策を含めて地域間格差の総合的な見直しを図るべきであると考えている。

県内企業は労働人口の先細りの中で人員不足に喘いでいる。最低賃金をいたずらに引き上げることは事業継続を断念することにもつながり、産業全体の弱体化をもたらすものであることは申し上げておきたい。

一方で最低賃金の無意味な議論とは関係なく、個別労使間では安定的な初任給水準向上について既に理解しあっているところであり、今年度は現状の 933 円/時からプラス 28 円となる 961 円/時を提案することとしたい。

以上